

飲酒運転根絶宣言店を募集しています

あらし

飲酒運転根絶を宣言する飲食店を登録しています。
登録されると、次のような特典があります。

- 登録証、ステッカー、コースターを無料で郵送
- 商号、所在地等を岡山県HPに掲載

登録の対象は

岡山県内で営業している酒類提供飲食店

※ 店舗の形態にかかわらず店内で酒類を提供する場合であれば対象となります。

例) バー、スナック、居酒屋、ラーメン屋、お好み焼き屋、ファミリーレストラン など

宣言する事項は

飲酒運転の根絶を目指すため

- 来店者に自動車等で来たかどうか来店方法を確認します。
- 自動車等を運転する予定のある来店者には、酒類を提供しません。 を宣言

登録の申請方法は

- 裏面の申請書をくらし安全安心課まで郵送又はFAXもしくは
- 岡山県のホームページから申請書をダウンロードし、Eメールにて申込

申請(問い合わせ)先

岡山県県民生活部くらし安全安心課交通安全班

住所：〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目4-6

TEL：086-226-7292

FAX：086-225-9151

Email：anzenanshin@pref.okayama.lg.jp



ご応募お待ちしております

登録無料

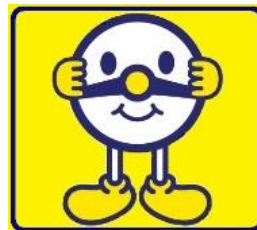
当店は

飲酒運転根絶宣言店

です

- 来店方法を確認します
- 運転する予定のある方には、酒類を提供しません

岡山県・岡山県警察



登録証

登録番号 ()

飲酒運転根絶宣言店登録証

所在地
飲食店名 様

貴店は、飲酒運転の根絶を目指し、次の宣言
を实践する「飲酒運転根絶宣言店」であることを
を証します。

宣 言

- 一、来店者に自動車等で来たかどうか来店方法
を確認します。
- 一、自動車等を運転する予定のある来店者に
は、酒類を提供しません。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県警察本部長 桐原 弘毅

この登録証は、来店者に見えやすい
場所に掲示すること

(様式2)

飲酒運転根絶宣言店登録申込書

令和 年 月 日

岡山県知事 様

所在地
飲食店名
代表者の氏名

印

当店は、次の宣言を実践しますので、岡山県飲酒運転根絶宣言店登録実施要領第4条の規定により、飲酒運転根絶宣言店への登録を申し込みます。

1 宣言内容

<p>宣 言</p> <p>当店は、生命の尊さと交通事故の悲惨さを深く認識し、飲酒運転のない安全で平穏な県民生活の実現に寄与するため、危険極まりない飲酒運転の根絶を目指し、次のことを実践することを宣言します。</p> <p>一、来店者に自動車等で来たかどうか来店方法を確認します。 一、自動車等を運転する予定のある来店者には、酒類を提供しません。</p>

2 登録台帳への登録及び県ホームページへの公表

登 録 内 容		県ホームページ
ふりがな		
飲食店の商号 又は名称		公 表
所 在 地	〒	公 表
代表者の氏名		非公表
電 話 番 号		公 表
ホームページのアドレス		公 表
組 合	1 組合加入 2 組合未加入	非公表
組 合 名	1 岡山県飲食業生活衛生同業組合、2 岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合 3 岡山県社交料飲生活衛生同業組合、4 岡山県料理業生活衛生同業組合 5 岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合、6 岡山県鮨商生活衛生同業組合 7 その他	非公表

(注) ホームページがない場合、「ホームページのアドレス」欄は記入不要です。
「組合」及び「組合名」欄は、該当するいずれかの番号に○印を付けてください。